第 5848 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2017年)平成29年 12月 1日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 医療費控除の添付書類

Q：今年度の所得税の確定申告では、医療費控除の取扱いがこれまでと違うそうですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

個人が所得税の確定申告をする際に医療費控除の適用を受けようとするときは、これまで、医療費に係る領収書を確定申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示しなければなりませんでしたが、平成29年分の確定申告からは、医療費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医療保険者等の医療通知書を確定申告書に添付しなければならなくなりました。

具体的には、「医療費控除の明細書」に①医療費通知（たとえば健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）を添付する場合は、この金額を「医療費通知に関する事項」に記入し、②①以外の医療費を、医療を受けた人の氏名、病院・薬局などの支払先の名称ごとにまとめた金額を「医療費（上記１以外）の明細」に記入し、控除税額を計算したものを添付することになります。
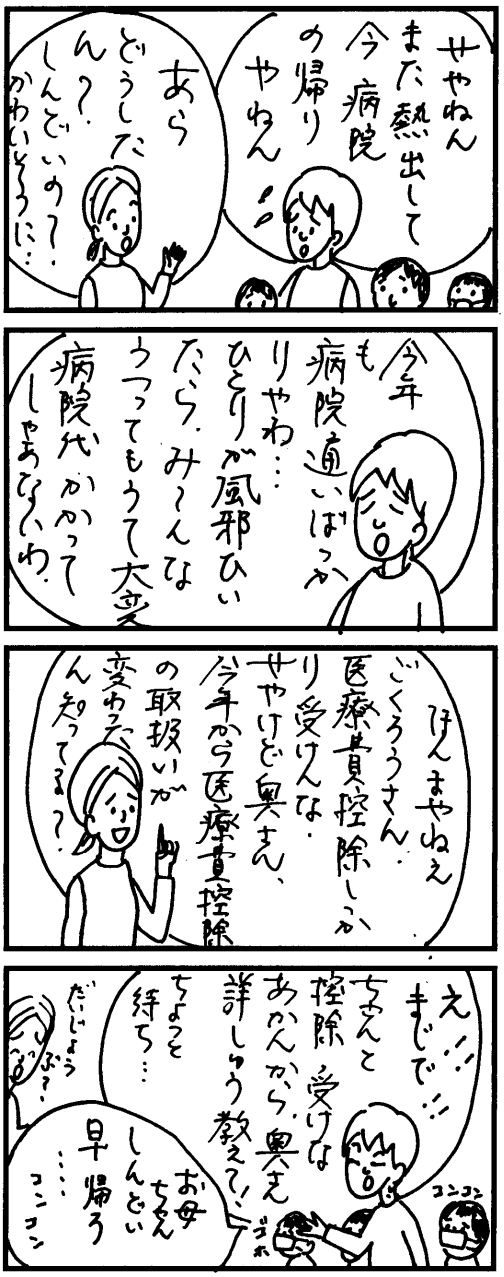
なお、添付しなかった医療費の領収書は、５年間保存しなければならず、税務署から求められた場合には、提示又は提出しなければなりませんので、この点に注意しておいてください。